

令和2年度 国立大学法人大阪教育大学 年度計画

(注) □内は中期計画, 「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】学生が授業や自学自習を通して、主体的に学び、課題発見や課題解決をしていく学習に資するため、能動的学習（アクティブ・ラーニング）の推進に取り組む。平成31年度中に、学士課程・修士課程・専門職学位課程における70%の科目で導入する。また、附属学校園の取組も踏まえつつ、能動的学習（アクティブ・ラーニング）を活用した授業展開ができる教員を育成するため教育内容の見直しを行う。

- ・ 1 アクティブ・ラーニング推進の成果と課題を検証する。アクティブ・ラーニングを活用した授業展開ができる教員の育成をめざし、令和3年度カリキュラム改正案の策定を行う。

【2】教員養成分野における学校安全教育に関する教育研究を行うため、附属学校園の取組も踏まえつつ、安全・防災プログラムの開発やe-learningを用いた安全学習等をさらに推進する。学校安全への対応として、平成29年度中に教員養成分野のカリキュラムにおいて救命講習の必修化を進める。また、教育・学習支援分野においても安全教育の授業を推進する。

- ・ 2 引き続き、救命講習の必修化を実施する。また、教育協働学科における安全教育カリキュラムの成果と課題の検証を踏まえ、令和3年度カリキュラム改正案の策定を行う。

【3】学士課程において、学校段階間の連携・接続をはじめとする今日的な教育課題及びその対応についての理解、特別なニーズがある児童・生徒の理解に基づく指導力、児童・生徒指導、学級経営を行う力量の基礎を習得させる。また、第2期において開発した教育実習におけるパフォーマンス課題を発展させ、学習到達状況を評価するための評価基準表であるルーブリックを用いた評価を行い、その力量を活用した実践的な課題を経験させる。修士課程においては、学士課程で習得したこれらの力量を高度化するために、地域社会、学校現場、教育機関等と連携し、各専攻専門分野に応じたより実践的な課題に取り組ませるためのカリキュラムを開発し、実施する。

- ・ 3 平成29年度改組に関する成果と課題を踏まえて、令和3年度カリキュラム改正案の策定を行うとともに、ルーブリック評価を踏まえたパフォーマンス課題を導入した教育実習を実施し、その成果と課題を検証する。

【4】学士課程において、専門職業人の養成の基礎となる教養教育機能の充実のため、教養教育についてのポリシーを策定する。特に、平成29年度中には、グローバル化に対応するため、異文化・日本文化を含めた多様性理解、地球規模での諸問題に対する理解を促進するとともに、他者との協働能力を育成するカリキュラムを編成する。

- ・ 4 平成29年度の教養教育に関する成果と課題を踏まえ、令和3年度カリキュラム改正案の策定を行う。

【5】「理数系教員養成」の教育プログラムを改革・充実するため、中等教育において次世代の科学技術系人材育成の牽引役として質の高い教育活動ができるための理論と手法を修得させる修士課程のカリキュラムを開発する。また、教育委員会、研究大学等との連携による、博士学位取得者等を対象とした「高度理数系教員養成プログラム」について、連携する大学、教育委員会を広げ、得られた成果をカリキュラムに反映する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 5 教職大学院における高度理数系科目群に係るカリキュラムの成果と課題を明らかにする。また、「高度理数系教員養成プログラム」について、これまでの成果と課題を踏まえ、プログラムの改善を行う。

【6】ICTを活用した教育を推進するための組織を平成29年度までに整備し、社会に求められているICT活用力に優れた人材を育成する。第2期中期目標期間から実施してきた「情報教育科目における共通内容」や「附属学校園でのICT活用推進」をさらに発展させ、学士課程に展開させる等、情報関係科目の内容を見直すとともに、ICT関連の資格・検定試験も活用して、学生のICT活用力を向上する。

- ・ 6 学生のICT活用能力の質保証を行うことを目的に、ICT資格取得率の目標達成に向けた取り組みを充実するとともに、小学校プログラミング教育に対応した授業を実施する。

【7】学士課程において、児童・生徒の学習プロセスや生活習慣の分析方法、教材研究の改善方法等の教育活動向上のため、研究手法を修得するカリキュラムを編成する。
修士課程においては、学士課程で修得した手法を、実践的課題解決に資する授業科目で、今日的な教育課題への対応方法について教育実践研究を行いながら、学校現場等で実践させる。

- ・ 7 学士課程においては、学校インターンシップ活動で教育研究手法を修得するための課題を整理し、令和3年度カリキュラム改正案の策定を行う。専門職学位課程においては、学士課程で修得した教育研究手法を発展させた研究手法を学校現場等で実践し、今日的な教育課題に対応できる体系的なカリキュラムを明示する。

【8】学校現場等において課題解決できる教員や教育・学習支援人材等を養成するため、学士課程で、チーム学校及びそれに関連する専門的職能について理解させ、学校現場等における実習や複数の専門職志望学生がチームで協働して取り組む課題解決型学習等で構成するプログラムを開発、実施し、課題解決力を養う。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 8 学校インターンシップ科目の成果と課題を踏まえ、令和3年度カリキュラム改正案の策定を行う。

【9】学士課程におけるグローバル教育人材や理数系教員の養成に係る質的向上のため、附属高等学校のSGH（スーパーグローバルハイスクール）指定に伴う人材育成研究におけるアセスメントグループの調査内容や、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）指定に伴う課題研究における評価方法、外部試験等を用いたグローバル教育人材育成に向けた教育効果の測定等を、学士課程に反映する仕組みを構築する。

- ・ 9 引き続き、教育協働学科3回生に対し、PROGテストを実施し、グローバル教育人材育成に向けた外部指標等による教育効果の測定を行い、3年間の学習による変化について比較・分析を行う。前年度に実施したPROGテストの比較・分析結果を踏まえ、令和3年度カリキュラム改正案の策定を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【10】教育の質の向上のため、大学のめざす人材育成を基盤とした到達目標達成型に教育体系を整備し、教育を行う。学士課程・修士課程・専門職学位課程における専攻等ごとに「人材育成の狙い」、「到達目標」等を定めた国際通用性を意識した学位プログラムを整備し、養成する人材像の質保証を行う。また、科目番号制（ナンバリング）の導入等により体系的なカリキュラムを明示する。

- ・10 平成29年度学士課程学位プログラムの成果と課題を踏まえて、令和3年度カリキュラム改正案の策定を行う。また、大学院教育学研究科において、「人材育成の狙い」、「到達目標」等を定めた国際通用性を意識した学位プログラムを導入する。専門職学位課程においては、体系的なカリキュラムを明示する。

【11】「小中一貫教育」等の社会ニーズに対応し、学士課程における複数免許の取得を促進するため、平成29年度に小中一貫教育に対応する教育組織を整備する。学校現場で指導的役割を果たす人材を育成するため、学校現場における実践的な課題に対応した内容を含むカリキュラムを整備し、実施する。**（戦略性が高く意欲的な計画）**

- ・11 教科内容と教科教育の連携を図る「教科内容構成」及び学校インターンシップ科目の成果と課題を踏まえて、令和3年度カリキュラム改正案の策定を行う。

【12】学士課程における、教育の質的水準の向上のため、教職やその他専門的職能に必要な知識及び技能を実践的に修得させ、自らの学びを継続的に省察させる。さらに、学修成果の可視化をすすめる、FD・SD（スタッフ・ディベロップメント）事業を通して、教育内容や方法に係る改善を行うシステムを構築し、検証・改善に取り組む。

- ・12 平成29年度改組に関する成果と課題の検証及び教学マネジメントに係る指針（中央教育審議会）を踏まえて、教学マネジメントの再構築を行うとともに、令和3年度カリキュラム改正案の策定を行う。

【13】平成29年度中に、学修成果の達成状況を査定するため、目的・達成すべき質的水準及び実施方法等を定めたアセスメント・ポリシーを策定し、厳格な成績評価や卒業認定を行う。また、卒業要件達成状況（単位修得状況やGPA）からカリキュラム全体を通じた学修成果の評価を行うとともに、その成果を基礎とし、学位プログラムの検証・改善に取り組む。

- ・13 学士課程学位プログラムの成果と課題の検証を踏まえ、令和3年度カリキュラム改正案の策定を行う。

【14】学生の主体的な学びやキャリア形成を推進するため、ポートフォリオを活用し、学生自らが卒業までの年次を通して、学位プログラムにおける到達目標と、学修成果や課題を点検の上、振り返りや次期の学習デザインを行うシステムを整備するとともに、検証・改善に取り組む。

- ・14 学士課程学位プログラムにおける学修成果評価システムの成果と課題を踏まえて、システムの改善を実施するとともに、令和3年度カリキュラム改正案の策定を行う。

【15】教員養成を行う全国の大学・学部に対して、HATOプロジェクトの研究成果を情報発信し、かつ、継続的に相互交流と相互支援を実施するために、構成四大学に情報発信とフィードバックの拠点を整備し、本プロジェクトの成果の活用を意図する大学を増加させる。**（戦略性が高く意欲的な計画）**

- ・15 HATO4 大学を情報発信の拠点として、教員養成を行う全国の大学・学部に対しての研究成果発信を継続し、相互交流と相互支援を実施する。

【16】教員養成を行う大学，全国の学校，教育委員会等からの要望に対応する現在の重要な教育課題及び新たに提起されてくる問題の解決を行うために，解決に寄与するカリキュラム・教材・指導法等の方策を具体化する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・16 4大学連携の成果をもとに，教育課題等の解決に寄与する方策を提示するなど，地域や現場での活用のための成果公開を推進する。

【17】全国の学校教育の質の高度化や地域の特質へ適合した教育の実践を実現するために，HATO 構成四大学を中心に教育委員会等現場と連携し，地域や現場のニーズに対応した課題解決に向けて，セミナーや講習会等を実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・17 地域や現場の課題解決に向けて，ニーズに対応したセミナーや講習会等を，教育委員会等現場と連携し，積極的に実施する。

【18】京阪奈三教育大学の連携により，教員養成・研修の高度化と質保証，新たな学びに対応できる次世代教員養成の課題に協働して取り組み，平成 29 年度までには各大学の連携拠点が開発したプログラム等を点検・実施し，平成 30 年度以降は，その事業の成果に基づき各連携拠点の機能の充実を図りつつ，運営を継続する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・18 京阪奈三教育大学連携事業の成果を基にした開発プログラムの実施等運営を継続する。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【19】学生のニーズに応じた指導と支援に取り組める体制を平成 30 年度中に確立し，以降，継続的に指導・支援に取り組む。また，学生ポータルシステムにおける学部 3 回生以上（第二部は 4 回生以上）の進路希望情報登録率を第 3 期中期目標期間中に，現状の 87%から 100%に引き上げることにより，学生の状況を把握し，進路決定に悩む学生や就職活動にメンタル面の支援が必要な学生に対しては，学生総合支援ネットワークを活用する等，就業に課題のある学生の支援を拡充する。

- ・19 学生のニーズに応じた指導と支援を推進するため，学生支援体制の改善策を実施し，成果，効果について検証する。

【20】就職相談，面接指導や模擬授業対策等教員就職支援体制の見直しを行い整備することで，支援体制を強化し，また，低学年から主体的にキャリアをデザインできるようキャリア教育を充実させることにより，卒業・修了者に占める教員就職率（臨時的任用を含む）について，学士課程（教員養成分野）は 65%，専門職大学院（現職教員を除く）は 90%，修士課程（教員養成分野，ただし現職教員を除く）は 70%を確保する。

- ・20 引き続き教員就職支援体制の見直しを行う。また，次年度 4 年目を迎える教養基礎科目「就職キャリア形成論」について，アンケート結果を検証し，見直しを図る。

【21】地域社会において学生が自主的，主体的にボランティア活動を行ったり，地域住民や子どもたちと交流しようとする課外活動団体への支援体制を平成 29 年度までに構築する。また，新入生段階から教員就職，企業就職に対するキャリアパスを描けるよう学生グループの育成を支援する仕組みを平成 31 年度までに構築する。

- ・21 ボランティアデスクの取組みにおけるこれまでの成果と課題を踏まえ充実を図る。また、新入生段階から教員就職、企業就職に対するキャリアパスを描けるようにするための自主的組織である学生グループへの協力支援を強化する。

【22】 経済的に困窮している学生、留学生や障がいのある学生等の多様な学生に対する修学や就職等の支援機能の強化を行うため、学生総合支援ネットワークを強化し、大学独自の奨学金制度を拡大するとともに「学生生活実態調査」の結果を活用し、学生支援を強化・改善する。

- ・22 学生対象調査結果の分析を行うとともに、学生総合支援ネットワーク活動強化によって、学生の多様性に応じた支援について継続的に取り組む。

【23】 京阪奈三教育大学の連携を推進し、三教育合同による学生主体のセミナーや教員採用説明会等を継続的に開催する。合同セミナーでは、学生自身が企画・運営できるよう支援し、対面セミナーだけではなく、TV会議システムも活用し、その操作を通じたICT体験の機会を提供する。また、教員就職対策では、双方向遠隔授業システム(LMS)を活用し、各大学が開催する教員採用説明会等の視聴環境を提供する。

- ・23 対面及びTV会議システムを利用した三教育大学合同の学生主体セミナー実施を支援する。また、LMSシステムを活用して学生に有益な視聴環境を提供する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【24】 平成29年度中に、アドミッション・ポリシーに適合する意欲・適性を備えた学生を確保するため、知識偏重の入学者選抜から、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定するものに転換していく。平成30年度以降は、入試改革の検証を行い、さらなる改善を行う。

- ・24 これまでの入試改革の成果と課題を踏まえ、入学者選抜のさらなる改善を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【25】 学校安全に関する日本トップレベルの教育研究活動を強化するため、附属学校園と連携して、SPS(Safety Promotion School)の認証に関わる技術的指導等の活動を通じて、国内のみならずアジアの国々にも学校安全を発信する。また、学校安全に関わる教育研究をさらに推進し、文部科学省の「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」中の「学校の安全管理体制の充実」に示されたSPSの普及・認証を支援する。

- ・25 日本国内外でのSPS認証・再認証、学校安全主任講習会及び学校安全コーディネーターの資格認定・再認定、教職課程コアカリキュラムに対応した「学校安全」科目を全学で実施するとともに、学校安全情報プラットフォームに掲載する国内外における安全教育教材・コンテンツの収集・配信を継続する。

【26】 学校現場の諸課題や、教育困難校、人権教育推進校等を支援する研究プロジェクトを企画・実施し、教員や学生が教育現場において、「子どもの貧困」等の現代的教育課題に触れながら、多様性や他者との協働に対する理解を深め、実践力を高める機会を設定する。附属学校園を始め、公立学校、教育委員会、他大学等と協働して、現代的教育課題に対応した研究・教育を行う体制を整備する。

- ・26 研究プロジェクトの前年度までの実績を点検し、必要に応じて改善を図る。教員や学生が教育現場において、現代的教育課題に触れながら、多様なデータを活用しつつ多様性や協働に対

する理解を深め、実践力を高める機会を継続して設定する。また、教職大学院における教育委員会等との連携・協働事業については、前年度までに整備した体制の点検や更なる改善を図り、研究・教育活動を推進する。

【27】 教員養成に関わる国際間大学ネットワークの連携拠点としての機能を強化するため、「GEC（グローバル教育センター）」において、教育評価手法の国際調査研究や英語・科学・ICT教育システムの国際比較調査等、教員養成課題の国際的な視点に基づく研究を推進する。

・27 前年度までの成果と課題を踏まえ、教員の相互派遣等を含めた研究プロジェクトを推進する。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【28】 研究実施体制を整備するため、研究活動に対する支援強化を念頭に置いた人員配置、環境、システム等の整備を行う。平成28年度中に、組織的に研究活動を企画・推進する体制を整備する。また、学年暦の柔軟化（4ターム制の導入等）やサバティカル制度の活用促進等、教員がより集中的に研究活動を行うための制度を整える。なお、サバティカル制度については、改善を推進し、第3期中期目標期間中に10人以上の教員を研究に専念させる。

・28 組織課題解決方法等を研究テーマとする重点的研究プロジェクトの成果と課題の整理を行い、必要に応じて改善を図る。また、大学教員のサバティカル制度について、前年度の検証結果を踏まえた利用促進を図り、学内への還元方法改善を検討する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【29】 教育課題等に対する社会的要請を的確に受けとめるとともに本学の取組への理解を得るため、学外有識者、教育委員会の幹部職員及び公立学校の校長等で構成する諮問会議等を年4回以上定期的に開催する。また、大学運営に意見等が反映されているかどうかについては毎年点検を行い、質の向上に結びつける。

・29 教育委員会との連携協議会等を開催し、これまでの会議等で得られた意見等における大学運営への反映状況など、本学の取組について理解を得る。

【30】 積極的な社会貢献活動を行うため、教員の研究活動の成果等を活かし、教育委員会や学校及び地域社会等と連携・協力の下、免許状更新講習、免許法認定講習及び公開講座の実施、教育委員会等が行う現職教員研修プログラムの開発、校外研修への組織的な参画を行う。

・30 免許状更新講習や認定講習の実施、公開講座、教育委員会等が行う現職教員研修プログラムの開発、校外研修への組織的な参画などの社会貢献活動の実施を維持拡大する。教職大学院における教育委員会が行う現職教員研修プログラムについて、教育現場のニーズに合わせた事業開発を実施し、その成果を学内外に広く発信する。

【31】 社会との連携や社会的貢献のため、平成31年度までにWEBサイト上の動画配信等による、学校教員を対象とした教育情報発信のプラットフォームを構築し、活用を促進する。

・31 これまでに整備した動画配信体制を活用し、全国の教員のニーズや課題解決に貢献する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【32】学生の海外体験・留学を促進する。第3期中期目標期間中には、海外派遣学生（交換留学・語学研修・文化研修・海外教育実習等）を年100名派遣する。そのため、留学への動機付けを伴う外国語教育を行うとともに、外国語学習支援ルームの活用・拡充等の学習支援体制を強化する。交換留学制度によらず私費で留学する学生に対して単位認定を認める「認定留学」制度を発足する。また、海外体験・留学に参加しても修業年限で卒業・修了できるよう、学年暦の柔軟化（4ターム制の導入等）やカリキュラムの見直しを進める。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・32 海外体験・留学を促進するための外国語学習支援体制や2学期4ターム制、留学制度などの成果と課題を整理し、それらを踏まえた令和3年度カリキュラム改正案の策定を行う。

【33】学部・大学院あわせて50名の留学生枠を設定し、受入れを行う。第3期中期目標期間中に、短期受入れ（日研究生・教研究生・研究留学生・交換留学生・短期研修プログラム等）を年120名確保する。そのため、国の財政措置を踏まえて留学生宿舎を整備・拡大する等、日本人学生と留学生がともに学ぶ教育環境のグローバル化を進める。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・33 留学生定員化に向け、教育環境の整備をさらに進め、充実を図る。短期受入れ拡大に向けた計画を進める。

【34】学士課程において、平成29年度中に英語による授業（教養基礎科目2科目）を必修化するとともに、平成30年度以降には、専門科目における英語による授業の導入に向けた試行を含めた検証を踏まえ、カリキュラムの見直しを進める。

- ・34 専門科目における英語による授業を試行的に実施した成果と課題を踏まえ、令和3年度カリキュラム改正案の策定を行う。

【35】日本語学習の支援体制を充実させる。日本語を母語としない児童生徒の教育に対応できる能力育成のための日本語教育指導法に関わる教育内容を見直す。また、留学生を対象とした日本語教育のカリキュラムを整備する。さらに、地域における識字・日本語学習支援を継続的に実施する。

- ・35 日本語教育指導及び留学生対象の日本語教育に係る授業、並びに地域における識字・日本語学習支援における前年度までの成果と課題を踏まえ、令和3年度カリキュラム改正案の策定を行う。

【36】学士課程において、外国語によるコミュニケーション能力を養成するため、平成32年度中に全学生を対象とし、外部試験を用いた明確な目標設定を伴う積み上げ型の英語教育の仕組み及び自律学習支援体制を構築する。特に、英語教員を目指す学生は英検準1級（TOEFL iBT80点）相当、小学校教員を目指す学生においては英検2級（TOEFL iBT60点）相当の英語運用能力の習得を目標に、e-learningや多読学習等を活用する自律学習支援プログラムを構築し、外部試験や自律学習支援プログラムと授業とを有機的に連動させた英語教育を実現する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・36 学士課程における外国語によるコミュニケーション能力養成に関する取組実績を点検し、必要に応じて検討・改善する。

【37】海外組織との教育連携や共同事業を促進する。海外の交流協定締結校の中から重点校を選び、客員教員の派遣・受入、学生の短期派遣・受入プログラム及び共同研究を展開する。

- ・37 重点校を中心に、教員の派遣・受入、学生の派遣・受入及び共同研究を展開する。

【38】国際機関等との連携による途上国への教育協力等の国際貢献活動を実施し、諸外国の経験・知見を共有し、共通・類似の教育課題への取組により得られた成果を講義等を通じて教員養成教育に還元する。また、大学間交流に基づく教育実習や教員研修のプログラムを協定校との共同研究等により改善・充実する。

- ・38 海外協定校等との連携による途上国への教育協力等国際貢献活動を継続し、得られた成果を講義等を通じて教員養成教育に還元する。

【39】地域の現場教員の英語力向上の支援のため、小学校英語の教科化や小・中連携、英語教員の指導力・英語力向上等、地域のニーズに対応したシンポジウムやワークショップ、講演会等を含む教育プログラムの開発・実践を通して、地域の現職教員の養成に資する。

- ・39 英語能力向上をめざす現職教員に対する教育プログラムを実施する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【40】実験的、先導的な附属学校園としての機能を強化するため、現代的教育課題に対応した研究、教育を行う体制の下、平成29年度中に、実践研究や教育実習等の成果を検証し、恒常的に見直しを行う仕組みを構築する。また、ICT活用教育や能動的学習（アクティブ・ラーニング）の実施等、3地区附属学校園において新たな教育課題や国の方策に積極的に取り組む。

- ・40 実験的、先導的な附属学校園としての機能強化を旨とし、実践研究や教育実習等の見直しを行う。また、附属学校園において開始した新たな教育課題への取り組みを促進する。

【41】地域の教育課題の解決に資するため、公立学校の若手や新任の教員等を対象とした「授業実践サポート」や講習会等、教育委員会と連携した取組を組織的に推進する。

- ・41 前年度整理した成果と課題を踏まえ、教育委員会と連携し、地域の教育活動支援を行う。

【42】実験的、先導的な附属学校園として、多様な子ども達を受け入れながら、附属学校園の天王寺地区ではSSH（スーパーサイエンスハイスクール）、平野地区ではSGH（スーパーグローバルハイスクール）の指定を受け推進する。池田地区では、国際バカロレア教育に取り組む。これらの特色を活かし、中等教育学校等の導入を検討する等、附属学校園の規模や役割について見直しを行う。

- ・42 実験的、先導的な附属学校園として、各地区の特色ある取組を推進する。これらの特色を活かしつつ、附属学校園の規模や役割について定めた方針に基づいて、改革の実現に取り組む。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【43】学長を補佐する体制を強化し、運営体制の機能を充実するため、様々な観点からガバナンス機能の点検・見直しを行う仕組みを平成29年度までに構築し、権限と責任が一致した意思決定システムを確立する。

- ・43 国立大学法人ガバナンス・コードに基づき、本ガバナンス・コードへの適合状況について積極的に開示する。とりわけ、理事、部局長等の重要な職については、それぞれの職における具体的な達成目標を掲げ、適切な評価と処遇を与える仕組みを構築する。

【44】社会や地域のニーズを含め様々な学外者の意見を積極的に取り入れ法人運営に反映させるため、外部組織との協議会や意見交換会等を継続的に行いつつ、その反映状況を点検し、反映後の結果を検証する体制を平成30年度までに整備する。

- ・44 これまでに整備した仕組みを活用し、社会や地域のニーズを含め様々な学外者の意見を積極的に取り入れ法人運営に反映させ、その反映状況を継続的に点検、検証する。

【45】平成29年度までに監査機能を強化し、組織運営の適正性を確保するため、監事を含めた監査部門と評価部門の高度な連携体制を構築し、大学における広範な業務の効率的かつ効果的な監査を実現する。また、連携体制の在り方は常に検証し改善する。

- ・45 引き続き、評価室等からの意見を取り入れた監査を実施する。

【46】平成28年度に大学の戦略プランを作成し、これを踏まえ、学長のリーダーシップの下、教員養成の機能強化に資する効果的な学内資源配分を行うための経費を5%以上確保し、グローバル教育人材の養成に資する取組等に充当する。

- ・46 財務に関する戦略の方針を踏まえ、学長リーダーシップによる戦略的経費を5%確保し、組織改革等の大学改革・機能強化に係る取組等に充当する。

【47】実践的指導力の育成・強化を図るため、第3期中期目標期間末までに、学校現場で指導経験のある大学教員の全教員に占める割合を20%に拡充する。

- ・47 前年度に策定した人事戦略及び配置計画を踏まえ、学校現場で指導経験のある大学教員の拡充を図るとともに、令和3年度に向けて新たに人事戦略及び配置計画を策定する。

【48】機能強化を推し進めるため、年俸制教員の採用を進めることとし、外国人等教員、若手教員及び学校現場で指導経験のある教員の増員を推進する。その過程において、平成27年度までに構築した年俸制教員の業績評価システムについて、数年間の評価実績を踏まえて評価のあり方を検証し、必要に応じて第3期中期目標・計画期間中に、業績評価システムの見直しを図る。また、教育研究の活性化を図り、教員構成の多様化を進めるため、外国人等教員及び女性教員の増員も併せて進める。結果として、第3期中期目標期間末には外国人等教員比率5%、女性教員比率25%を確保する。女性役員については、継続して1名以上を登用する。

- ・48 前年度に策定した人事戦略及び配置計画に基づき、年俸制教員及び特任教員等の制度を活用し、若手教員、外国人等及び女性教員の雇用を進めるとともに、組織改革等の進捗状況に基づき次年度の人事戦略及び配置計画を策定する。さらに、女性役員については、継続して1名以上を登用する。

【49】人件費の有効的な配分を行うため、事務職員の適切な人事評価に基づくメリハリある処遇を行う。平成31年度中に海外の連携協力大学等での長期研修を行う。また、第3期中期目標期間中に、研究協力や国際関係の分野において、外部組織から高度な専門性を有する者を採用するとともに、ICT等の情報系の教育研究支援強化のための体制を再整備し、情報系の専門家のキャリアパスの確立を進める。

- ・49 事務職員について、昨年度までに見直した人事評価に基づき、メリハリある処遇反映を行う。また、事務局全体の国際化の向上を推進するため、前年度に引き続き、事務職員を海外研修に派遣する。

【50】教員養成機能における、実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導経験のない教員を対象に、附属学校や公立学校等における教育実習指導や研究指導、附属学校園等をフィールドとした研究成果の実証や指導実践研修等を平成30年度までに導入し、以降、継続して実施し、改善を行う。

- ・50 教育実習を活用した訪問研修を実施し、その成果と課題を整理のうえ改善に向けた評価を行う。

【51】教職員が、教育内容・方法の改善や学生指導・支援に力を発揮できるようにするため、教職員研修等を包括的に企画・実施することを目的とし、全学センターを設置するとともに、教育・学生支援活動を共に支える事務職員も含めた、効果的なFD事業を通じて、教職員の大学の理念・目標や養成する人材像に対する共通理解を形成し、意識・能力の向上を促進する。

- ・51 全学的方針に基づいたFD事業実施方針を策定し、それに沿ったFDを実施するとともに成果の点検と改善を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【52】実践型教員養成機能の強化と、本学の強みや社会ニーズを反映させた特色ある大学づくりのため、学士課程の抜本的組織改革に取り組むとともに、全学の協力体制を構築し、恒常的に検証する。特に平成29年度は、学制改革に対応できる教員養成課程へと改組しつつ、教養学科については、規模の縮小とともに社会的要請を踏まえたグローバル化に対応できる抜本的な見直しを図り、教育・学習支援分野を含む教育基盤の教育研究に取り組む組織へと転換する。**（戦略性が高く意欲的な計画）**

- ・52 引き続き、平成29年度の学士課程組織改革に関する点検を行う。

【53】国立の教育大学としての役割や社会的要請を踏まえ、大学院組織の見直し計画を策定し、整備・検証に取り組む。平成30年度には、教育学研究科から、連合教職実践研究科への移行を進め、実践力を備えた教員養成と現職教員の育成に取り組む体制を強化する。**（戦略性が高く意欲的な計画）**

- ・53 大学院改革案を策定するとともに、運営準備に関する検討を行う委員会を設置し、運営体制の整備を行う。

【54】学内資源の再配分のもと教育研究の協力体制を強化するため、平成30年度までに既存の学内センター組織の見直しとともに、教員組織の抜本的改革を行い、機能向上の観点から、恒常的な検証を行う。特に平成29年度には、国際センターとグローバル教育センターを統合し、グローバル教育人材養成機能向上のための抜本改革を行う。**（戦略性が高く意欲的な計画）**

- ・54 新たな教員組織による運営を開始する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【55】事業運営の効率化・合理化を推進するため、大規模災害等の発生も見据えた他大学との事業等の共同実施や施設設備の共同利用、アウトソーシングや事務情報化の取組を進める。また、大学として本格的に教職協働を目指し、事業推進機能の向上を図るため、高度化・複雑化する運営上の課題に対応できる能力・知見を併せ持ち、大学運営に積極的に貢献する大学職員を育成する。育成にあたっては、より高度なSD研修や自己啓発支援の施策を平成29年度末までに展開し、その後効果等の検証を行いつつ、第3期中期目標期間中には、目標管理制度、研修、自己啓発等を包括したSDシステムを構築・実施する。さらに、大学職員に求められる専門性の多様化には、外部人材も活用することとし、そのため高度専門職の雇用制度、処遇、キャリアパスの改善を図り、本格的な教職協働体制へ転換し、より一層の事務等の効率化・合理化を目指す。

- ・55 他大学との共同事務を継続し、取り組みを発展させる。SD事業実施方針に基づく研修内容等の検証結果を踏まえ、より高度なSD事業を展開するとともに、発展したSD事業と目標管理制度を関連付けたシステムを構築する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【56】寄附金、その他の資金の収支状況を四半期に1回把握し、安全で効果的な資金運用計画を作成・実施するとともに、大阪教育大学基金について、留学生を支援するための事業等、新たな基金事業を創設することにより、第3期中期目標期間における6年間の平均受入額を平成27年度受入額に比して30%増加させる。

- ・56 引き続き、平成27年度受入額に比して30%増の寄付金を集金する。基金を使用した事業をウェブページ等で公表する。資金運用は、運用計画を立案し実施する。

【57】科研費の獲得のため、科研費相談会の開催、本学科研費採択者及び科研費審査員経験者による研究計画調書作成の指導助言を引き続き行う。科研費以外の外部資金（共同研究、受託研究等）の獲得に繋げるため、本学ウェブサイトにおける研究シーズ等の掲載内容を更に充実させ、JST等の外部団体の主催による新技術説明会やイノベーション・ジャパン等に積極的に参加し、学外への広報を拡大する。また、定期的に科研費以外の外部資金の獲得方法等についての説明会を実施し、学内教員に対して外部資金獲得に関する啓発を行う。これらの取組により、外部資金の獲得に取り組む教員比率を90%以上にする。

- ・57 外部資金全般（共同研究、受託研究、各種助成金等）の申請方法等に関する説明会を行うとともに、過去3年間の体制整備及び研究プロジェクトの実施を踏まえ、外部資金獲得に関わる教員を、第3期中期目標期間において90%以上とするための方策を実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【58】契約方法や業務の見直しを不断に行うことにより、第3期中期目標期間において学内予算における管理的経費を5%削減する。

- ・58 令和2年度予算において、管理的経費を平成27年度比5%削減した予算を編成する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【59】 保有資産の有効活用のため、保有資産を継続的に見直し、国の財政措置を踏まえて職員宿舎を留学生宿舎へ転用する整備や天王寺キャンパスの運用拡大等、大学の戦略を構築しつつ資産の活用を行う。柏原・天王寺キャンパスの一時的貸付利用について学内外へ周知を図るとともに、第2期中期目標期間平均に比して10%以上増加させる。

- ・59 既存スペースの利用状況等の資産活用の方法についての調査及び検討を継続する。また、一時貸付について、利用促進を継続しつつ、天王寺キャンパスの貸付可能スペースが今後減少することを見越し、天王寺キャンパスの一時貸付利用者に対して柏原キャンパスの利用促進を継続する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【60】 各種点検・評価の評価方法の改善及び作業の効率化を図るため、平成28年度に全学的な基盤情報を効果的に収集・活用できる仕組みを検討する組織を設置し、平成30年度までに、その仕組みを構築する。さらに、その仕組みを活用しつつ、各種点検・評価の実施結果を大学運営に反映させる体制を再整備し、評価の機能を高める。

- ・60 評価に必要な資料・データを収集するとともに、各種点検・評価に活用し、評価の機能を高める。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【61】 第2期中期目標期間中に設置した広報戦略室が中心となり、平成29年度及び平成30年度の組織改革を含め、教員養成機能強化やグローバル化等の取組、教育研究活動、入試関連情報等を積極的にアピールするため、大学ポータルサイトを始めとする各種メディアを活用し、受験生・教育関係者・企業関係者・保護者・卒業生・本学への留学希望者・地域住民を意識して効果的に国内外に向けて発信する。

- ・61 前年度の検証結果に基づき改善した広報戦略に基づき、受験生・教育関係者・企業関係者・保護者・卒業生・本学への留学希望者・地域住民を意識して国内外に向けて効果的に大学情報を発信する。また、学部入学者に対して広報アンケートを実施し、本学の広報イメージや広報媒体について調査する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【62】 キャンパスマスタープランに基づき、既存施設の有効活用、計画的な維持管理を含めた施設マネジメントを行う。特に、能動的学習（アクティブ・ラーニング）を取り入れやすい環境等、学生の主体的な学びを促進するための環境整備を進める。また、エネルギーの使用の合理化及び地球温暖化防止の観点から、建物用断熱材や照明及び空調機等についてはトップランナー機器等を導入することで、エネルギー使用原単位と電力需要の平準化原単位を年1%以上削減するとともに、CO2の排出原単位を3%削減する。キャンパスマスタープランは、施設マネジメント委員会の下、随時見直し、充実させるとともに、平成33年度までに改訂する。

- ・62 キャンパスマスタープランに基づき、既存施設の有効活用や計画的な維持管理といった施設マネジメントを行う。エネルギー使用量の把握や分析、節電・省エネ実施方法の周知、改修工事により、エネルギー使用原単位及び電力需要の平準化原単位については、第II期中期目標期間

の平均値に比して5%以上、CO2の排出原単位については、第Ⅱ期中期目標期間の平均値に比して2.5%削減する。

【63】学内情報基盤を総合的に整備するため、情報基盤整備を統括する情報推進機構（仮称）を設置し、第1次マスタープランを平成29年度までに策定する。時代への即応性を検証し、第2次マスタープランを策定し、実施する。

- ・63 第2次マスタープランに基づき情報基盤の整備を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【64】附属学校園及び大学キャンパスの安全管理機能を強化するため、平成28年度に全学的な安全管理組織を設置し、リスクマップの検証を行った上で、平成29年度に改善したリスクマップに基づいた総合的なセキュリティ対策等を策定する。平成30年度以降は、策定したセキュリティ対策等を実施することで役職員等の本学構成員の安全意識・危機管理・危機対応能力を向上させていく。

- ・64 BCPに基づく研修を実施し、職員の危機管理意識の向上を図るとともに、研修や防災訓練の実施により顕在化した問題点を改善する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【65】法令遵守や危機管理を徹底するため、平成30年度までに研究不正行為・研究費不正使用等の防止策や組織の管理責任体制を一体的に再整備し、以降、危機管理機能を強化すると共に、恒常的に改善する。

- ・65 研修を通して、BCPや危機管理マニュアルが適切であるか検証するとともに、危機管理個別マニュアルの整備を行う。また、必要に応じ、研究倫理教育及びコンプライアンス教育の内容を見直し、実施する。

【66】「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」及び「サイバーセキュリティ基本法」の基本理念にのっとり、サイバーセキュリティの確保のために、情報推進機構（仮称）の下にCSIRT（Computer Security Incident Response Team）を設置するとともに、情報セキュリティポリシーの継続的な更新及び構成員への周知を通じて構成員の情報セキュリティ意識を向上させる。

- ・66 CSIRTの下で教職員に情報セキュリティや学内ルールに関するe-learning研修を継続する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1, 482, 110千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はないものとする。

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、

- ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(流町(附小))校舎改修 ・(南河堀(附中高))校舎改修 ・(流町(附中高))校舎改修 ・(旭ヶ丘)基幹・環境整備(昇降機設備) ・(旭ヶ丘)音楽棟耐震改修 ・小規模修繕	総額 940	施設整備費補助金(913) 独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金(27)

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

効率的な大学運営に資する観点から職員配置の年次計画を策定し、令和2年度における業務等を精査し、学内組織の職員数の適正化を推進する。

(参考1) 令和2年度の常勤職員数 615人

また、任期付き職員数の見込みを70人とする。

(参考2) 令和2年度の人件費総額見込み 6,727百万円(退職手当は除く)

(別紙)

○予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科, 研究科の専攻等の名称と学生収容定員, 附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

令和2年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5, 877
施設整備費補助金	431
補助金等収入	109
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	27
自己収入	2, 603
授業料, 入学金及び検定料収入	2, 455
雑収入	148
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	513
引当金取崩	6
目的積立金取崩	294
計	9, 860
支出	
業務費	8, 860
教育研究経費	8, 860
施設整備費	458
補助金等	29
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	513
計	9, 860

[人件費の見積り]

期間中総額 6, 727 百万円を支出する(退職手当は除く)。

「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち, 令和2年度当初予算額326百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額187百万円

2. 収支計画

令和2年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	9,503
経常費用	9,503
業務費	8,763
教育研究経費	1,638
受託研究経費等	80
役員人件費	89
教員人件費	5,367
職員人件費	1,589
一般管理費	376
財務費用	0
減価償却費	364
臨時損失	0
収益の部	9,209
経常収益	9,209
運営費交付金収益	5,877
授業料収益	1,917
入学金収益	304
検定料収益	73
受託研究等収益	80
補助金等収益	109
寄附金収益	321
施設費収益	94
財務収益	0
雑益	148
資産見返運営費交付金等戻入	216
資産見返補助金等戻入	7
資産見返寄附金戻入	49
資産見返物品受贈額戻入	14
臨時利益	0
純利益	△294
目的積立金取崩益	294
総利益	0

3. 資金計画

令和2年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	10,047
業務活動による支出	9,145
投資活動による支出	714
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	188
資金収入	10,047
業務活動による収入	8,916
運営費交付金による収入	5,877
授業料・入学金及び検定料による収入	2,455
受託研究等収入	80
補助金等収入	109
寄附金収入	248
その他の収入	147
投資活動による収入	279
施設費による収入	279
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	852

別表（学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数）

教 育 学 部	初等教育教員養成課程（昼間）	240人（うち教員養成に係る分野240人）
	初等教育教員養成課程（夜間）	160人（うち教員養成に係る分野160人）
	初等教育教員養成課程（夜間）[3年次編入]	50人（うち教員養成に係る分野50人）
	学校教育教員養成課程	1,680人（うち教員養成に係る分野1,680人）
	養護教諭養成課程	120人（うち教員養成に係る分野120人）
	教育協働学科	1,400人
	第二部小学校教員養成課程（H29募集停止）	40人（うち教員養成に係る分野40人）
	第二部小学校教員養成課程 [3年次編入] （H31募集停止）	50人（うち教員養成に係る分野50人）
教育学研究科	健康科学専攻（夜間）	42人（うち修士課程42人）
	総合基礎科学専攻	32人（うち修士課程32人）
	国際文化専攻	24人（うち修士課程24人）
	芸術文化専攻	24人（うち修士課程24人）
連合教職実践研究科	高度教職開発専攻	300人（うち専門職学位課程300人）
特別支援教育特別専攻科		30人
附 属 幼 稚 園	150人	学級数 6
附 属 天 王 寺 小 学 校	630人	学級数 18
附 属 池 田 小 学 校	630人	学級数 18
附 属 平 野 小 学 校	630人	学級数 18
附 属 天 王 寺 中 学 校	432人	学級数 12
附 属 池 田 中 学 校	432人	学級数 12
附 属 平 野 中 学 校	324人	学級数 9
附属高等学校天王寺校舎	480人	学級数 12
附属高等学校池田校舎	480人	学級数 12
附属高等学校平野校舎	360人	学級数 9
附属特別支援学校	60人	学級数 9（小学部，中学部，高等部各3学級）